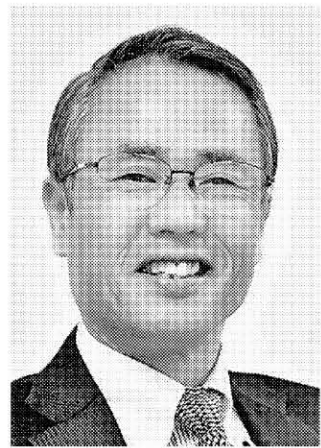


憲法に自衛隊明記が必要な理由

正論



麗澤大学特別教授
元空将
織田 邦男

「もし戦争が起こったら国のために戦うか」の問いに対し「はい」と答えた日本人は13.2%だった（「世界価値観調査」2021年）。調査対象の79カ国・地域中、最下位である。日本に次いで低いリトアニアでも32.8%である。これをみれば日本は極めて異質な国といえる。国際社会は自らの国のために戦う国を支援する。ウクライナ戦争の教訓である。日米同盟も決して例外ではない。

自国を守ることを放棄

ちなみに1位はベトナム96.4%、中国は5位88.6%。主要国などを見ると米国59.6%、英国64.5%、フランス65.6%、韓国67.4%、台湾76.9%である。ドイツは44.8%で日本の異常さは敗戦が原因とも言えない。この淵源は自国を守ることを放棄した日本国憲法にあるのだから。現行憲法は、昭和21年2月3日に連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーが部下に示した指針に基づき、9日間で速成された「マッカーサー草案」が基になる。指針の一つに「戦争放棄」が

あり、「紛争解決の手段」のみならず「自国の安全保持の手段」としての戦争も放棄した。これは『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した』という前文に結実する。また『陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない』という9条2項は、「戦争が起こっても国のために戦わない」との宣言に等しい。冷戦が始まると、詭弁に近い解釈変更で自衛隊という実力組織を持つことになった。憲法制定時と戦後環境は激変し、憲法と現実との大きな乖離が生じている。国民は気付きながらも、今ある平和に安住し、思考を拒否し続けてきた。先の問いに「わからない」が38.1%と世界で最も大きい値を示したことから分かる。このような国民意識で今後も戦争を抑制し平和を維持できるか。

戦って勝てる自衛隊であって初めて抑止が成り立つ。一昨年、いわゆる安保3文書が閣議決定され、政府レベルでは有事に対する当事者意識が芽生えたかに見える。だが国民の意識は道半ばである。

自衛隊の本来の役割

自衛隊は「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務」（自衛隊法第3条）としている。戦うことを前提とした実力組織である。他の行政組織とは明らかに異質であり、価値観も違っていて当然である。だが憲法にも位置付けられず、一行政組織として取り扱われている。

昨年7月28日の本欄「自衛隊『パワハラ』扱いは慎重に」で書いた通り細部は省略するが、他の行政組織と同様に「一切のハラスメントは許さない」と単純には括れない。一般社会の「パワハラ」基準は、戦場では適用できない。他方、「セクハラ」は自衛隊内ではもっと厳格に律しなければならぬ。価値判断が違ふからこそ、

諸外国では軍法で律するが日本にはそれが無い。「人的基盤強化」の有識者検討会もそうだ。報告書のなかに「髪型や髪色のルールなど『しつけ事項』は、国民の信頼が損なわれぬ範囲に変更」すべしとある。規律を緩めることによって募集状況を好転させようとする。本末転倒が当然のように提言される。現場を知らない有識者の集まりは得てして一般行政組織の価値観を自衛隊に押し付けようとする傾向がある。メディアや官僚はむしろそれをよしとしているようだ。上記の有識者会議も現場を経験した自衛隊OBが有識者から排除されていることでも分かる。

国民の国防意識に繋がる

自衛官は、特別職ではあるが国家公務員である。だが一般の公務員と違って、机上ではなく戦場が本来の職場である。自衛隊は国際法的には軍隊であり、侵略者と戦って勝たねばならない使命がある。他の行政組織とは全く性格が異なる。この認識が世間で共有される限り、自衛隊の真の精強化

は難しい。自衛官の募集状況も好転しないだろう。解決策は憲法に「実力組織としての自衛隊」を明記することだ。「自衛隊は合憲で、その役割と必要性は国民に十分理解されているので、自衛隊の明記は必要ない」と自衛隊明記に反対する政党がある。だが国民の9割が自衛隊の存在を認めるものの、憲法学者の6割はいまだに憲法違反という。憲法上の位置付けが宙ぶらりんのまま、いざ有事には命を懸けて戦えという。政治はあまりにも身勝手だ。それ以上に重要な事は「実力組織としての自衛隊」が明記されていないため、他の行政組織と同列に扱われ、それが自衛隊精強化を阻害していることだ。